公立大学法人神戸市看護大学職員の病気による休職及び復職に関する細則をここに公布する。

2023 年 12 月 27 日

公立大学法人神戸市看護大学理事長　北　徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第８号

公立大学法人神戸市看護大学職員の病気による休職及び復職に関する細則

（趣旨）

第１条　この細則は，公立大学法人神戸市看護大学職員の休職に関する規程第９条の規定に基づき，公立大学法人神戸市看護大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第１６条第１項第１号による病気による休職及びその復職に関する取扱いについて，必要な事項を定めるものとする。

（申出による休職の開始）

第２条　就業規則第１６条第１項第１号の規定により休職する職員（以下「当該職員」という。）が休職するときは，休職願に傷病の状況及び休職期間の見込みを記載した医師の診断書を添付して，休職開始月の前月第２金曜日までに理事長に申し出るものとする。

２　理事長は，休職を決定したときは，当該職員に休職を命じる。

（休職期間中の配慮）

第３条　理事長は，当該職員の状況について，適宜な方法により定期的に把握するものとする。

２　当該職員の管理監督者等が，当該職員の同意を得て，当該職員の通院診察時に同行する，主治医に本法人の休職及び復職に関する制度について情報提供するなど，主治医との情報交換に努めるものとする。

（休職期間更新の申出）

第４条　当該職員が休職期間の更新を希望する場合は，休職期間満了月の第２金曜日までに，第２条第１項に準じて理事長に申し出るものとする。

（プレ出勤）

第５条　当該職員が，円滑に職場に復帰し，業務を継続できるようにするための職場復帰支援として，一定期間継続して試験的に出勤し，職務として位置づけられない作業等を行うプレ出勤を実施するものとする。

２　プレ出勤の対象となる職員は，主治医からプレ出勤が可能と診断された者のうち，プレ出勤の実施を希望する者とする。

３　プレ出勤を希望する者は，プレ出勤の実施について理事長に申し出を行う。

４　理事長は，前項の申し出が出された場合は，プレ出勤実施の可否について産業医の意見を聞くものとする。

５　理事長は，産業医が必要と認めたときは，当該職員に産業医との面談を命ずることができるものとする。面談を命じられた職員は，これに従わなければならない。

６　理事長はプレ出勤の実施を決定したときは，申請者にその旨を通知するものとする。

７　プレ出勤の実施期間は，対象職員の体調や意向を考慮し，原則として２月の範囲内で実施するものとする。

８　プレ出勤は，休職中の扱いとし，復職扱いとはしない。そのため，休職期間中に支給される給与等を除き，いかなる給与等も支給しない。また，交通費も支給しない。

９　プレ出勤中において災害があった場合は，労働者とは認められないため，地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法による補償を受けることはできない。

（復職手続の開始）

第６条　当該職員が復職を希望する場合は，原則として休職期間満了月の第２金曜日までに，復職願に医師の診断書を添付して理事長に提出するものとする。

（復職の決定）

第７条　理事長は，前条の規定に基づき復職願が提出された場合は，復職の可否について産業医の意見を聞くものとする。

２　理事長は，産業医が必要と認めたときは，当該職員に産業医との面談を命ずることができるものとする。面談を命じられた職員は，これに従わなければならない。

３　理事長は，当該職員の復職が可能と認めた場合は，当該職員に復職を命ずる。

４　理事長は，当該職員の復職が不可能と判断したときは，当該職員に休職を命ずる。

（復職後の就業上の配慮）

第８条　理事長は，当該職員の復職後，一定の期間に限定して就業上の配慮を行うことができる。

（プライバシーの保護）

第９条　職務上，他の職員の個人情報を取り扱い又は知り得る者は，その情報を権限のあるものからの指示なく他に漏らしてはいけない。

附　則

この細則は2023年12月27日から施行する。